

法令等違反に対する違反是正措置の実施基準

所管局部課（担当）名 （電話番号）	水道局総務部管財課 （06-6616-5456）
措置実施課（担当）名 （電話番号）	水道局各課・センター・場 等
事務の名称	大阪市水道事業用資産の目的外使用許可の取消し
事務の概要	行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、その許可を取り消すことができるとされています。大阪市水道局の事業用資産についても、その許可を取り消す場合の基準を定めています。
措置の実施基準等	<p>1. 法令等違反に対する直接的な是正措置について</p> <p>1. （1）の措置を講じる基準</p> <p>(1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者であるとき。 (2) 大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められたとき。 (3) 大阪市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団の利益になると認められる又はそのおそれがあると認められるとき。 (4) 使用者が使用許可後、新たに当該物件の使用許可事務に携わる職員となったとき。 (5) 使用物件を他の者に使用させ、又は担保に供したとき。 (6) 事前の承諾なくして、使用物件を指定する用途以外に供したとき。 (7) 不正の手段により使用の許可を受けたとき。 (8) 事前の承諾なくして、使用物件につき、修繕、模様替え、その他原形を変更したことが発覚したとき。 (9) 当局が使用物件を公用又は公共用のために必要とするとき。</p> <p>【ガイドライン1(1)①及び②に該当→(1)～(9)】</p> <p>1. （1）の措置の内容</p> <p>大阪市水道事業用資産の目的外使用許可を取り消します。</p>
	<p>1. （2）の措置を講じる基準</p> <p>使用料・経費等を納期限までに納付せずに督促を受けたにもかかわらず、当初の納期限から3カ月を経過しても、使用料等を納付しなかったとき。</p> <p>【ガイドライン1(2)③に該当】</p> <p>1. （2）の措置の内容</p> <p>大阪市水道事業用資産の目的外使用許可を取り消すことがあります。</p>
	<p>2. 法令等違反に対する間接的な是正措置について</p> <p>2. （1）の措置を講じる基準及び内容</p> <p>なし</p>
根拠法令等 及び条項	<p>地方自治法第238条の4 水道局資産規程（昭和42年1月1日水道事業管理規程第6号） 第21条及び第22条 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 事業用資産の目的外使用を許可する場合の取扱いの基準について 第15条 (http://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000330834.html)</p>
備考	